

育児休業等期間中に次の子を出産する場合の保険料免除等の取扱いについて

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育介法」という。）第9条第2項第3号におきましては、労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項若しくは第2項の規定による休業が始まると育児休業期間は終了することとされています。

これを子Aに係る育児休業期間中に次の子Bを出産する場合にあてはめると、以下のとおりとなります。

1. 育児休業等及びそれに伴う保険料免除と産前産後休業との関係について

(1) 子Bの出産日以前の取扱いについて

産前休業は女性の請求により取得されるものですが（労働基準法第65条第1項）、

- ① 子Aに係る育児休業期間中の者から子Bに係る産前休業の請求がない場合は、出産予定日前6週間以内であっても、産前休業は開始せず、育児休業期間及びそれに伴う保険料免除は終了しません。
- ② 子Aに係る育児休業期間中の者から子Bに係る産前休業の請求がなされた場合は、子Bに係る産前休業が開始され、子Aに係る育児休業期間及びそれに伴う保険料免除は終了します。

(2) 子Bの出産後の取扱いについて

産後休業（労働基準法第65条第2項）は女性の請求の有無に関係なく取得するものであり、出産日の翌日より開始します。これは育介法第9条第2項第3号に規定する育児休業期間の終了事由に該当することから、

- ① 子Bに係る産前休業を取得せず、子Aに係る育児休業等を継続中である場合は、子Bの出産日をもって子Aの育児休業及びそれに伴う保険料免除は終了し、子Bの出産日の翌日より子Bに係る産後休業が開始します。
- ② 請求により子Bに係る産前休業を取得している場合は、子Bの出産日の翌日より子Bに係る産後休業となります。

2. 育児休業等の終了の届出について

上記1. (1) ②及び(2) ①の場合については、事業主は、健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）第135条第2項及び厚生年金保険法施行規則（昭和29年厚生省令第37号）第25条の2第3項に基づき、育児休業等の終了予定日の前日までに育児休業等を終了した等の旨を保険者に届け出る必要があり、当該届出に基づき育児休業期間の終了した日の翌日の属する月の前月まで保険料が免除されることとなります。

3. 出産手当金の支給について

上記1. (1) のいずれの場合においても、子Bの出産前に取得している休業が、子Aに係る育児休業等であるか、子Bに係る産前休業であるかを問わず、出産手当金の支給要件を満たしていれば、被保険者からの申請に基づき支給することとなります。

※ ご照会等につきましては、最寄りの社会保険事務所にお問い合わせ下さい。
なお、出産手当金に関するご照会等につきましては全国健康保険協会（支部）にお問い合わせ下さい。